議案第　９　号

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和８年３月３１日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、また令和８年４月１日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、令和８年４月１日から、福岡県市町村職員退職手当組合規約（昭和３６年県指令３６地第９０３号許可）を別紙のとおり変更する。

令和８年　２月２６日　提出

太宰府市長　髙　原　　清

理　由

福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

福岡県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年県指令36地第903号許可）の一部を次のように変更する。

別表第１粕屋郡の項を次のように改める。

糟屋郡　宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、久山町、糟屋郡自治会館組合、古賀高等学校組合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、須恵町外二ヶ町清掃施設組合

別表第１三井郡の項中「、久留米市外三市町高等学校組合」を削り、同表その他の項中「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

別表第２第４区の項中「久留米市外三市町高等学校組合」を削り、「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

附　則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。